

附則

(実施期日)

この約款は、平成 23 年 4 月 18 日以降準備出来次第実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 9 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 11 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 12 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この「J:COM PHONE プラス おトクキャンペーン (以下、「本キャンペーン」といいます。)」は、改正規定実施の日から平成 24 年 3 月 31 日までに、KDDI 株式会社 (以下「KDDI」といいます。) が別に定めるメタルプラス電話契約約款のメタルプラス電話サービス (以下「メタルプラス電話サービス」といいます。) を締結している契約者について、J:COM PHONE プラスサービスに申込があり、当社が承諾し、かつ平成 24 年 4 月 15 日までに当社が J:COM PHONE プラスサービスの提供を開始したことの確認が取れた場合に、本約款の規定にかかわらず、サービス提供が開始された日の属する月の翌々月を 1 と起算して、12 ヶ月間は、その月額利用料から 500 円 (税込 540 円) を減額します。

2 当社は前項について以下の条件のいずれかを満たす契約者に限り適用します。

(1) 申込者から申込の際に KDDI が発行した本キャンペーンに関する通知文書の提示があること。

(2) 別に定める KDDI の契約事務を行うサービス取扱所 (当社が指定するサービス取扱所に限り) から当社所定の方法による紹介があること。

3 当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。

(1) 契約者が、J:COM PHONE プラスサービスの一時中断・解約を行う場合

(2) 契約者が、別住所への設置場所変更を行う場合

4 本キャンペーンと、平成 23 年 11 月 15 日から開始している「J:COM PHONE プラス トクトクキャンペーン」の重複適用は行いません。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 2 月 10 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 2 月 14 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 3 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この「J:COM PHONE プラス おトクキャンペーン (以下、「本キャンペーン」といいます。)」は、改正規定実施の日から平成 24 年 4 月 30 日までに、KDDI 株式会社 (以下「KDDI」といいます。) が別に定めるメタルプラス電話契約約款のメタルプラス電話サービス (以下「メタルプラス電話サービス」といいます。) を締結している契約者について、J:COM PHONE プラスサービスに申込があり、当社が承諾し、かつ平成 24 年 5 月 15 日までに当社が J:COM PHONE プラスサービスの提供を開始したことの確認が取れた場合に、本約款の規定にかかわらず、サービス提供が開始された日の属する月の翌々月を 1 と起算して、12 ヶ月間は、その月額利用料から 500 円 (税込 540 円) を減額します。

2 当社は前項について以下の条件のいずれかを満たす契約者に限り適用します。

- (1) 申込者から申込の際に KDDI が発行した本キャンペーンに関する通知文書の提示があること。
- (2) 別に定める KDDI の契約事務を行うサービス取扱所 (当社が指定するサービス取扱所に限ります) から当社所定の方法による紹介があること。

3 当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。

- (1) 契約者が、J:COM PHONE プラスサービスの一時中断・解約を行う場合
- (2) 契約者が、別住所への設置場所変更を行う場合

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 9 月 21 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 10 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 10 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 11 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この「J:COM PHONE プラス 切り替えればおトク！キャンペーン (以下、「本キャンペーン」といいます。)」は、改正規定実施の日から平成 25 年 1 月 31 日までに、KDDI 株式会社 (以下「KDDI」といいます。) が別に定めるメタルプラス電話サービス契約約款のメタルプラス電話サービス (以下「メタルプラス電話サービス」といいます。) を締結している契約者について、J:COM PHONE プラスサービスに申込があり、当社が承諾し、かつ平成 25 年 2 月 15 日までに当社が J:COM PHONE プラスサービスの提供を開始したことの確認が取れた場合に、本約款の規定にかかわらず、サービス提供が開始された日の属する月の翌々月を 1 と起算して、6 ヶ月間は、その月額利用料から 500 円 (税込 540 円) を減額します。

2 当社は前項について以下の条件のいずれかを満たす契約者に限り適用します。

- (1) 申込者から申込の際に KDDI が発行した本キャンペーンに関する通知文書の提示があること。
 - (2) 別に定める KDDI の契約事務を行うサービス取扱所（当社が指定するサービス取扱所に限り）から当社所定の方法による紹介があること。
- 3 当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。
- (1) 契約者が、J:COM PHONE プラスサービスの一時中断・解約を行う場合
 - (2) 契約者が、別住所への設置場所変更を行う場合
- 4 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、前三項に定める規定以外は、全て本約款に準じます。
- 5 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 12 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 1 月 1 日から実施します。

(ケーブルプラス電話サービスに関する経過措置)

この改正規定実施の前に、当社は北河内局、大阪セントラル局、吹田局、高槻局、東大阪局および豊中・池田局において KDDI 株式会社と契約者の間で締結している KDDI 株式会社が別に定めるケーブルプラス電話契約約款のケーブルプラス電話サービス（以下「ケーブルプラス電話サービス」といいます。）について、北河内局においては平成 23 年 10 月 1 日、吹田局および東大阪局においては平成 23 年 11 月 1 日、大阪セントラル局、高槻局および豊中・池田局においては平成 23 年 12 月 1 日に当社が提供する J:COM PHONE プラスサービスに移行したものとします。

(au ケータイセット割引の提供条件)

ア 当社は、その料金月の当社が別に定める日において、次の割引判定条件のすべてを満たすことを条件に、割引対象に係る料金等を減額することとします。

(ア) 割引判定条件

- ① 当社に届出のあった携帯電話番号が、KDDI 株式会社または沖縄セルラー電話株式会社が別に定める au (W I N) 通信サービス契約約款に定める au サービス (au パケットを除く au サービスであって、同契約約款に基づき現に利用の一時休止を行っていないものおよび利用を停止されていないものに限り) 以下同じとします。) もしくは a u (L T E) 通信サービス契約約款に定める L T E サービス (L T E デュアルであって、同契約約款に基づき現に利用の一時休止を行っていないものおよび利用を停止されていないものに限り) 以下同じとします。) の他網契約者回線に係るものであること。
- ② ①により契約者が当社に届け出ている電話番号に係る他網契約者回線の契約者名義が、J:COM PHONE プラス契約の契約者名義と同一であること、またはその他網契約者回線の契約者が当社に届け出ている住所が、J:COM PHONE プラス契約者の住所もしくは居所と同一であること。
- ③ ①に定める他網契約者回線が、その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるものでないこと。

④ 前述の「ケーブルプラス電話サービスに関する経過措置」に規定されている北河内局においては平成 23 年 10 月 1 日、吹田局および東大阪局においては平成 23 年 11 月 1 日、大阪セントラル局、高槻局および豊中・池田局においては平成 23 年 12 月 1 日において、ケーブルプラス電話サービスから J:COM PHONE プラスサービスへ移行されていること。

(イ) 割引対象

料金表第 1 基本利用料 2 料金額に定める定額利用料

(ウ) 割引額

税抜額 100 円 (税込 108 円) (ただし、(イ) の料金額が 100 円 (税込 108 円) に満たない場合は、当該定額利用料等の合計額を減額することとします。)

イ アの場合において、第 36 条 (定額利用料の支払い義務) および第 50 条 (責任の制限) の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料とみなして取り扱います。

ウ アの場合において、当社がアの適用について、KDDI 株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に通知することについて、承諾していただきます。

エ 当社は契約者が別住所への設置場所の変更を行う場合にアの適用を終了します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 1 月 1 日から実施します。

(契約に関する経過措置)

この改正規定実施の際現に、合併前の株式会社ケーブルネット神戸芦屋、吹田ケーブルテレビジョン株式会社、高槻ケーブルネットワーク株式会社、東大阪ケーブルテレビ株式会社および豊中・池田ケーブルネット株式会社との間で締結している J:COM PHONE プラスサービスに係る契約は、この改正規定実施の日において当社が提供する J:COM PHONE プラスサービスに係る契約に移行したものとします。

(料金の支払いに関する経過措置)

この改正実施前に支払いまたは支払われなければならなかった合併前の会社の約款規定により生じた料金その他の責務については、この改正規定実施の日において、当社が譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、改正後の規定に準じて取り扱います。

(改正前の規定による手続き等の効力)

この改正規定実施前に、改正前の規定によりなされた合併前の会社のサービスに関する手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この改正規定中にこれに相当する規定があるときは、この改正規定によってなされた当社の J:COM PHONE プラスサービスに関する手続きその他の行為とします。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 2 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 2 月 19 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 9 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 10 月 31 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 11 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この「おトクだね! J:COM PHONE プラス キャンペーン (以下、「本キャンペーン」といいます。)」は、改正規定実施の日から平成 26 年 1 月 31 日までに、KDDI 株式会社 (以下「KDDI」といいます。) が別に定めるメタルプラス電話サービス契約約款のメタルプラス電話サービス (以下「メタルプラス電話サービス」といいます。) を締結している契約者について、J:COM PHONE プラスサービスに申込があり、当社が承諾し、かつ平成 26 年 2 月 15 日までに当社が J:COM PHONE プラスサービスの提供を開始したことの確認が取れた場合に、本約款の規定にかかわらず、サービス提供が開始された日の属する月の翌々月を 1 と起算して、6 ヶ月間は、その月額利用料から 500 円 (税込 540 円) を減額します。

2 当社は前項について以下の条件のいずれかを満たす契約者に限り適用します。

(1) 申込者から申込の際に KDDI が発行した本キャンペーンに関する通知文書の提示があること。

(2) 別に定める KDDI の契約事務を行うサービス取扱所 (当社が指定するサービス取扱所に限り) から当社所定の方法による紹介があること。

3 当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。

(1) 契約者が、J:COM PHONE プラスサービスの一時中断・解約を行う場合

(2) 契約者が、別住所への設置場所変更を行う場合

4 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、前三項に定める規定以外は、全て本約款に準じます。

5 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 1 月 9 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 1 月 23 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この「おトクだね! J:COM PHONE プラス キャンペーン (以下、「本キャンペーン」といいます。)」は、改正規定実施の日から平成 26 年 2 月 28 日までに、KDDI 株式会社 (以下「KDDI」といいます。) が別に定めるメタルプラス電話サービス契約約款のメタルプラス電話サービス (以下「メタルプラス電話サービス」といいます。) を締結している契約者について、J:COM PHONE プラスサービスに申込があり、当社が承諾し、かつ平成 26 年 3 月 31 日までに当社が J:COM PHONE プラスサービスの提供を開始したことの確認が取れた場合に、本約款の規定にかかわらず、サービス提供が開始された日の属する月の翌々月を 1 と起算して、6 ヶ月間は、その月額利用料から 500 円 (税込 540 円) を減額します。

2 当社は前項について以下の条件のいずれかを満たす契約者に限り適用します。

(1) 申込者から申込の際に KDDI が発行した本キャンペーンに関する通知文書の提示があること。

(2) 別に定める KDDI の契約事務を行うサービス取扱所 (当社が指定するサービス取扱所に限り) から当社所定の方法による紹介があること。

3 当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。

(1) 契約者が、J:COM PHONE プラスサービスの一時中断・解約を行う場合

(2) 契約者が、別住所への設置場所変更を行う場合

4 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、前三項に定める規定以外は、全て本約款に準じます。

5 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額 (地方消費税を含む) は、本約款に定めるとおりとします。この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 5 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 9 月 4 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 2 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 2 月 9 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 4 月 16 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 5 月 7 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 6 月 11 日から準備ができ次第、実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 1 月 6 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 5 月 21 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 9 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 10 月 27 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 12 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この改正規定実施の日より、当社は、当社が別に定める電話サービス契約約款に規定する加入電話サービスから J:COM PHONE プラスサービスへ変更すると同時に、次表に定める、同等の付加機能を継続して利用する加入契約者に限り以下の料金を適用します。

(1) 付加機能料金

| 加入電話 | J:COM PHONE プラス | 適用料金 |
|---------------|-----------------|---------------------|
| 番号ディスプレイ機能 | 電気通信番号表示サービス | 月額 200 円 (税込 216 円) |
| 番号お知らせリクエスト機能 | 電気通信番号通知要請サービス | 月額 200 円 (税込 216 円) |
| 迷惑番号ブロック機能 | 迷惑電話拒絶サービス | 月額 200 円 (税込 216 円) |
| キャッチコール機能 | 割込通話サービス | 月額 200 円 (税込 216 円) |
| リレーフォン機能 | 着信転送サービス | 月額 200 円 (税込 216 円) |
| オプションパック | オプションパック | 月額 400 円 (税込 432 円) |

上記にない付加機能料金は、全て本約款に準じます。

(2) 付加機能使用料の減額

電気通信番号表示サービス、電気通信番号通知要請サービス、迷惑電話拒絶サービス、割込通話サービス、着信転送サービスの内、契約者回線ごとに 2 以上の付加機能を利用している場合には、2 サービス目以降の付加機能の料金額を半額とします。

(3) 2 回線目の基本料金の減額

住宅用の加入電話サービスに 2 回線以上申込みをしていた場合、2 回線目に限り月額利用料を 665 円 (税込 718 円) とします。ただし、J:COM PHONE プラスサービスへの変更を行った日の属する月を 1 とし、12 ヶ月間に限ります。初月は減額後の金額を日割り計算し、請求します。

2 当社は前項について以下の条件の全てを満たす契約者に限り適用します。

(1) 改正規定実施の日に、既に、当社が別に定める電話サービス契約約款に規定する加入電話サービスまたは前項に定める付加機能のいずれかに加入していること

(2) 移転によらず、J:COM PHONE プラスサービスへの変更を申し出た場合

3 当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。

(1) 契約者が、第 1 項第 1 号または第 2 号に定める減額の適用中に、J:COM PHONE プラスサービスの解約を行う場合

(2) 契約者が、第 1 項第 3 号に定める減額の適用中に、当該 2 回線目の J:COM PHONE プラスサービスの解約もしくは事務用に変更を行う場合

ただし、契約回線数が 3 回線以上ある場合で、かつ、解約後の J:COM PHONE プラスサービスが 2 回線以上残る場合は、適用を継続します。

(3) 契約者が、別住所への設置場所変更を行う場合

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 12 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 1 月 17 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 2 月 2 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 11 月 1 日から実施します。

なお、料金表 料金表 I 利用料・工事費等 第 10 基本使用料、付加機能使用料別表 のみに関しては平成 29 年 11 月 2 日より実施します。

(経過措置)

この改正規定実施の日より、当社は、当社が別に定めるプライマリ電話サービス加入契約約款に規定するプライマリ電話サービスから J:COM PHONE プラスサービスへ変更すると同時に、次表に定める、同等の付加機能を継続して利用する加入契約者に限り以下の料金を適用します。

また、当社が別に定める同約款に規定する定期契約の契約期間について、J:COM PHONE プラスサービスへ変更すると同時に同等の定期契約に加入する場合はその契約期間を引き継ぎます。

なお、サービス変更にかかる工事費については第 4 手続きに関する料金及び工事費の規定に関わらず無料とします。

(1) 付加機能料金

| プライマリ電話サービス | J:COM PHONE プラス | 適用料金 |
|-------------|-----------------|---------------------|
| 番号ディスプレイ機能 | 電気通信番号表示サービス | 月額 200 円 (税込 216 円) |
| 迷惑番号ブロック機能 | 迷惑電話拒絶サービス | 月額 200 円 (税込 216 円) |
| キャッチコール機能 | 割込通話サービス | 月額 200 円 (税込 216 円) |
| リレーフォン機能 | 着信転送サービス | 月額 200 円 (税込 216 円) |
| オプションパック | オプションパック | 月額 400 円 (税込 432 円) |

上記にない付加機能料金は、全て本約款に準じます。

(2) 付加機能使用料の減額

電気通信番号表示サービス、電気通信番号通知要請サービス、迷惑電話拒絶サービス、割込通話サービス、着信転送サービスの内、契約者回線ごとに 2 以上の付加機能を利用している場合には、2 サービス目以降の付加機能の料金額を半額とします。

(3) 2 回線目の基本料金の減額

住宅用のプライマリ電話サービスに 2 回線以上申込みをしていた場合、2 回線目に限り月額利用料を 665 円 (税込 718 円) とします。ただし、J:COM PHONE プラスサービスへの変更を行った日の属する月を 1 とし、12 ヶ月間に限ります。初月は減額後の金額を日割り計算し、請求します。

2 当社は前項について以下の条件の全てを満たす契約者に限り適用します。

(1) 改正規定実施の日に、既に、当社が別に定めるプライマリ電話サービス加入契約約款に規定するプライマリ電話サービスに加入していること

(2) 移転によらず、J:COM PHONE プラスサービスへの変更を申し出た場合

3 当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。

(1) 契約者が、第1項第1号または第2号に定める減額の適用中に、J:COM PHONE プラスサービスの解約を行う場合

(2) 契約者が、第1項第3号に定める減額の適用中に、当該2回線目のJ:COM PHONE プラスサービスの解約もしくは事務用に変更を行う場合

ただし、契約回線数が3回線以上ある場合で、かつ、解約後のJ:COM PHONE プラスサービスが2回線以上残る場合は、適用を継続します。

(3) 契約者が、別住所への設置場所変更やJ:COM PHONE プラス回線の利用の一時中断を行う場合
(実施期日)

この改正規定は、平成29年12月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成30年3月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成30年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成30年5月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成30年6月1日から実施します。

(経過措置)

当社は、この改定規程実施の日から平成31年2月末までの間に、新たに住宅用J:COM PHONE プラスサービスに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、平成31年3月末まで住宅用J:COM PHONE プラスサービスの基本料金を476円(税込514円)とします。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

(実施期日)

この改正規定は、平成30年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成30年10月18日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成30年11月22日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成31年1月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成31年1月31日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 2 月 21 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

当社は、この改正規定実施の日から平成 33 年 2 月 28 日までの間に、新たに住宅用 J:COM PHONE プラスサービスに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、平成 33 年 3 月 31 日まで住宅用 J:COM PHONE プラスサービスの基本料金を 476 円（税別）とします。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額（地方消費税を含む）は、本約款に定めるとおりとします。

この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 11 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 11 月 28 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020 年 2 月 7 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020 年 3 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020 年 5 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020 年 8 月 17 日から実施します。

この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

この改正規定は、2020年9月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年11月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年1月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年2月4日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年4月1日から実施します。

(経過措置) 当社は、この改定規程実施の日から2023年2月28日までの間に、新たに住宅用 J:COM PHONE プラスサービスに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、2011年3月11日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、2023年3月31日まで住宅用 J:COM PHONE プラスサービスの基本料金を476円(税込523円)とします。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

(実施期日)

この改正規定は、2021年6月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年10月13日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年11月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年2月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年3月16日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年5月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年9月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年10月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年1月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年2月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年3月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年4月1日から実施します。

(経過措置)

当社は、この改定規程実施の日から2025年2月28日までの間に、新たに住宅用J:COM PHONE プラスサービスに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、2011年3月11日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、2025年3月31日まで住宅用J:COM PHONE プラスサービスの基本料金を476円(税込523円)とします。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

(実施期日)

この改正規定は、2023年4月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年5月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年6月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023 年 8 月 1 日から実施します。

この改正実施につき、本約款の料金表 I に定める定額利用料（月額）を以下の通り改定します。

改定前

| 区分 | 料金額（1 回線ごと） | |
|-----------------|-------------|---------------------|
| J:COM PHONE プラス | 住宅用 | 1,330 円（税込 1,463 円） |
| | 事務用 | 1,950 円（税込 2,145 円） |

改定後

| 区分 | 料金額（1 回線ごと） | | |
|-----------------|-------------|---------|---------------------|
| J:COM PHONE プラス | 住宅用 | 1 回線目 | 1,510 円（税込 1,661 円） |
| | | 2 回線目以降 | 1,330 円（税込 1,463 円） |
| | 事務用 | | 1,950 円（税込 2,145 円） |

(経過措置)

改定後の料金額の適用開始日は、別表 1 に定める特定事業者の提供区域によって異なります。

適用開始日は以下の通りです。

2023 年 8 月 1 日

- ・株式会社ジェイコム湘南・神奈川
- ・株式会社ケーブルネット下関
- ・株式会社ジェイコム九州

2023 年 9 月 1 日

- ・株式会社ジェイコムウエスト

2023 年 10 月 1 日

- ・株式会社ジェイコム札幌
- ・株式会社ジェイコム埼玉・東日本
- ・土浦ケーブルテレビ株式会社
- ・株式会社ジェイコム千葉

2023 年 11 月 1 日

- ・株式会社ジェイコム東京

(実施期日)

この改正規定は、2023 年 9 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023 年 11 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024 年 1 月 10 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024 年 3 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024 年 4 月 1 日から実施します。

この改正実施につき、本約款の料金表 I に定める事務用の定額利用料（月額）を以下の通り改定します。

改定前

| 区分 | 料金額（1回線ごと） | | |
|-----------------|------------|---------|---------------------|
| J:COM PHONE プラス | 住宅用 | 1 回線目 | 1,510 円（税込 1,661 円） |
| | | 2 回線目以降 | 1,330 円（税込 1,463 円） |
| | 事務用 | | 1,950 円（税込 2,145 円） |

改定後

| 区分 | 料金額（1回線ごと） | | |
|-----------------|------------|---------|---------------------|
| J:COM PHONE プラス | 住宅用 | 1 回線目 | 1,510 円（税込 1,661 円） |
| | | 2 回線目以降 | 1,330 円（税込 1,463 円） |
| | 事務用 | | 2,130 円（税込 2,343 円） |

(実施期日)

この改正規定は、2024 年 4 月 15 日から実施します。